部活動全体計画

1 目 的

- (1) 教師と生徒,生徒相互の人間的ふれ合いをもとにして,望ましい集団生活を通して豊かな学校生活を経験させ,人格の調和的発達を図り,健全な社会生活を営む上に必要な 資質を養う。
- (2) 生徒はそれぞれに部を結成し、部の特性を発揮し、自主的積極的に活動を展開する。

2 方 針

- (1) 生徒の発達段階や特性を考慮し、安全で効率的な活動を行う。
- (2) 決められた約束や時間を守って活動する。
- (3) 生徒の自主的、実践的活動を推進する。
- (4) 勝利至上主義に陥らないように注意し、生徒の思いや願いを大切にした部活動を運営する。(体罰の厳禁)
- (5) 顧問が指導できないときは、部活動は行わない。

3 編 成

- (1) 運動部と文化部の二種類とする。また、時期により特設部を設ける。
- (2) 種目は、次の通りである。

〈運動部〉 〈文化部〉

〇バスケットボール (男女) 〇吹奏楽

〇ソフトテニス (男女) 〇美術

〇卓球(男女)

〇バレーボール (男女) 〈特設部〉

〇陸上競技 (男女)

〇駅伝 (男女)

(3) 生徒数減少に伴う措置

部活動再編については以下の通りに行う。

- O 部員数が確保できていても実際の活動ができなかったり、安全上の問題が生じたり した場合には、校長の判断により廃部または募集停止の措置をとる。
- 4 部活動組織の順序
 - (1) 部活動担当者の結成
 - (2) 部活動の紹介
 - (3) 加入調査及び部決定(1年生は4月の部活動編成時に決定)
 - (4) 組織づくり ・名簿作成 ・部長選出 ・計画作成 ・予算提出

- 5 部活動実施規定
 - (1) 部活動への加入は任意とする。
 - (2) 部活動については、保護者、学校の連絡を密にする。
 - (3) 部の変更(転部,退部)は次のような手続きをとるものとする。
 - ① 生徒本人が保護者と相談の上、退部を学級担任に申し出る。
 - ② 顧問に相談し、退部の了解を得る。
 - ③ 転部の場合には、新顧問に相談し、入部の了解を得る。
 - ④ 各種届を校長に提出し、許可を得る。
 - (4) 休養日は、原則として平日週1日及び土日いずれかを週1日としする。
 - ※ 日曜日は原則として部活動を行わない。
 - (5) 部活動の時間

4月~9月 午後6時15分まで (完全下校午後6時30分) 10月 午後6時00分まで (完全下校午後6時15分) 11月~1月 午後5時00分まで (完全下校午後5時15分) 2月~3月 午後5時30分まで (完全下校午後5時45分)

- ◎ 11月~3月までは、各種県北大会以上は、3週間前より30分の延長を認める。但し、顧問の先生がいないときは除く。(4月~10月の延長は認めない。)
 - 手続き…①教頭に相談の上,校長の許可を得る。
 - ②保護者に知らせするとともに、安全な下校の方策をとる。
 - ③全職員に知らせる。(週予定表に記入するなど)

また、大会等のために朝練習を希望するときは、同様の手続きをとる。

- ◎ 定期テスト3日前は部活動休止とする。(7教科は4日前)
 ※大会があり、テスト前休止期間に練習を行うときは、保護者の承諾をとる。
- ※中体連新人大会の県大会以上の参加経費については、受益者負担とする。
- (6) 土曜日,祭日等の活動は前日までに指導顧問教師が部員に連絡し、その指示にしたがって活動する。活動時間は、3時間を上限とする。
- (7) 指導顧問教師が不在の場合は原則として活動を行わない。
- (8) 部活動にあたっては、次の事項を守って活動する。
 - ① 活動は常に自主的で真剣な態度で行う。
 - ② 事故防止については、部長を中心に万全を期すること。
 - ③ 活動開始,活動終了時刻を守ること。
 - ④ 部室は常に清潔に整頓しておくこと。
 - ⑤ 随時ミーティングを開き反省をすること。
 - ⑥ 活動場所に個人の荷物を持って行き、教室に戻らない。教室に用があるときは昇降 口から職員室に入り、許可を得る。